

学校いじめ防止基本方針

大網白里市立増穂北小学校

1 基本理念について

(1) 基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとしない。

③ いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育をとおしてかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

④ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むこと。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たすために、学校が主体となること。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定による）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に、これに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害するものであり、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、かけがえのない生命や身体に重大な危険を与えるおそれがあるものである。

それゆえ、児童は絶対にいじめを行ってはならない。すべての児童が「いじめは決して許されない」ということを理解し、「いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめはすべての児童に関する問題であり、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず「いじめ防止」に取り組んでいかなければならない。

いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、「すべての児童に関わる問題である」という基本認識に立ち、保護者・地域・専門機関と連携していじめ防止及び問題の克服に取り組んでいく。

(5) 予想される態様 〈 〉内は抵触する可能性のある刑罰法規

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 〈脅迫、名誉毀損、侮辱〉
イ 仲間はずれ、集団による無視。 〈刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要〉
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 〈暴行〉
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 〈暴行、傷害〉
オ 金品をたかられる。 〈恐喝〉
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 〈窃盗、器物破損〉
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 〈強要、強制わいせつ〉
ク パソコンや携帯電話等、インターネットを介して誹謗中傷や嫌なことをされる。 〈名誉毀損、侮辱〉

(6) いじめの構造（いじめの4層構造）

- ・ いじめる児童
- ・ 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- ・ 傍観者（見て見ない振りをする）
- ・ いじめられる児童

いじめの継続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の観衆や傍観者の立場にいる児童が大きく影響している。観衆はいじめを積極的に是認し傍観者はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の構成：名称（生徒指導・生活指導委員会）

校長 教頭 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 長欠担当
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ・ 毎月、1回「いじめアンケート」を実施し、児童の実態把握や防止対策を協議する。また、内容は職員会議で知らせ共通理解を図る。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発。学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援を組織で対応する。
 - ・ 事案への対応については、迅速かつ効果的に対応する。また、重大事案に対しては、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合にもその後の児童の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

(3) いじめの疑いに係る事案が発生した場合

生徒指導・生活指導委員会のメンバーに加えて、当該児童の学級担任及び学年職員、部活動担当、スクールカウンセラー（要請）
※重大事態（上記に加えて必要に応じて連携する）
児童相談所・福祉事務所・弁護士・警察等

3 いじめ未然防止について（いじめ防止対策推進法第15条及び第19条による）

- (1) いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にもたせること。
- (2) いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分自身を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）をメッセージとして伝えること。
- (3) 学校教育活動全体をとおして、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育をとおして指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れること。
学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにすること。
- (4) SNS等、インターネットを通じて行われるいじめを防ぐため、個人情報の保護や電子データの特性等について指導する。
- (5) 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰が、いじめを助長することを教職員全員が理解する。

◎本校における未然防止の具体的取り組み（学校だより等を活用し周知する）

○児童、保護者への啓発活動

- ・教職員の不適切な発言・言葉づかいの排除
- ・美しい日本語の実践（暴力や暴言の排除）
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与える取り組みが、自己有用感を高める。）
- ・道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の活用
- ・児童による自主的ないじめ防止に資する活動の支援
- ・情報モラル、ネットモラル教育の実施
- ・過度の競争意識、勝利至上主義に走らない（いじめを誘発する）

4 いじめの早期発見について（いじめ防止対策推進法第16条より）

- (1) いじめは本校のどの児童にも起こり得るとの認識のもと、早期発見に努める。
- (2) 教師が児童の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童との心のパイプを形成するなど深い信頼関係を築くこと。
- (3) いじめの把握に当たっては、職員相互の情報交換を密にし、スクールカウンセラーなど学校外の専門家との連携に努めること。また、児童や保護者からの訴えは些細なものであっても真剣に受け止めること。
- (4) SNS等インターネットを通じたいじめについても調査をすること。
- (5) 毎月12日に、アンケート調査を行い、必要に応じて教育相談を行うこと。

（5月、10月、2月はより詳細な学校生活アンケート）

- (6) 教育相談週間を各学期始めである以下の期間に設定し、全員の児童と面談を行う。
（1・2学期は担任による面談、3学期はスクールカウンセラーによる面談）
面談後に問題が発覚した場合、教育相談簿に記録する。

・4月14日～25日 ・9月12日～19日 ・1月～2月

- (7) いじめが発覚した際は教育相談記録簿に日時・内容・経過等を詳細に記録する。
- (8) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。（隠蔽や虚偽の説明を行わない。）
- ②調査結果は管理職に報告し、重大事態が発覚した際は、市教委に報告する。

5 いじめの相談窓口、通報について

- (1) 毎学期始めに、集会や学校便りで担当者を児童及び保護者に周知すること。

①校内 教頭 生徒指導主任 養護教諭

②学校以外

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

子どもの人権110番（千葉法務局内） 0120-007-110

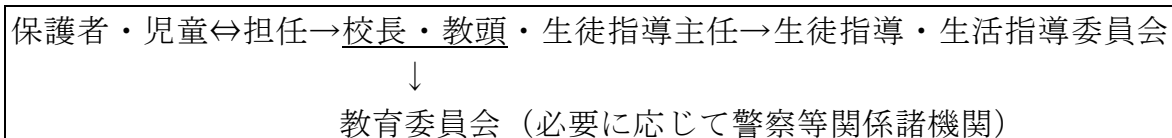
ヤングテレホン（県警察少年センター） 0120-783-497

東上総児童相談所 0475-27-5507

- (2) 昇降口に校内相談窓口担当者名を掲示すること。
- (3) いじめについての相談や通報をすることが「恥ずかしいこと」「告げ口」ではないことを常に指導すること。
- (4) いじめがあった場合、子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校（校内相談窓口担当者）に相談できるようにすること。
- (5) いじめ防止の連絡方法は、7月に全保護者と面談を実施し状況に応じては、個別面談を定期的に実施する。また、児童の行動変化等について早期段階で電話連絡を取り合ったり、家庭訪問を実施したりする。
- (6) 休み時間等、授業以外の時間帯の児童を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

6 いじめを認知した場合の対応について

- (1) 校長、教頭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりする。そして、その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。
- ・速やかに管理職に報告し、教職員で情報を共有する。
 - ・被害児童を守ることを本人、保護者に伝える。
 - ・今後の対応を説明する。
 - ・時系列で教育相談記録簿へ記入し残す。
 - ・加害児童が被害児童や通報者に圧力をかけることを防止する。
 - ・調査でわかった事実を被害児童及びその保護者に伝える。並びに加害児童、保護者にいじめの事実を伝える。
- (2) いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長、教頭に適切な報告等がなされること。
- (3) いじめ事案が発生した場合の連絡方法



- ・教育委員会の指導のもと、必要に応じて警察署に連絡する。
- ・事案によっては、学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、当該児童や保護者の同意を得たうえで、緊急保護者会を開催する。
- ・緊急時には、臨機応変に対応する。また、管理職は、教育委員会に報告する。
- ・外部との窓口は教頭に一本化し、対応する。
- ・学校いじめ対策委員会を招集し、具体的な調査等を関係機関と連携をとりながら進める。

7 重大事態への対応について(いじめ防止対策推進法第二十八条および三十条による)

(1) 重大事態

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応すること。

(2) 対応

①生徒指導・生活指導委員会（委員に当該児童の学級担任及び学年職員、部活動担当、スクールカウンセラー〈要請〉等を加えて）、連携機関（児童相談所・福祉事務所・弁護士・※警察等）を組織する。

②学校内及び教育委員会への報告、連絡

学校内：発見者→校長・教頭・生徒指導主任→生徒指導・生活指導委員会（情報を共有する）

学校外：校長（教頭）→市教育委員会

- ・必要に応じて警察等関係機関にも連絡を入れ連携を図る。
- ・緊急時は、臨機応変に報告、連絡順序を変える。
- ・一報後、改めて文書により報告する。
- ・学校が調査主体となった場合の調査組織の構成。

③調査方法

- ・事実関係を明確にするための調査を行う
- ・いつ頃から 誰から どのような様態で
- ・児童同士の間関係
- ・学校、教師の対応

④被害児童の安全確保の仕方、ケアの仕方を確認する。

- ・登校しないことの是非
- ・別室での授業を受けることの是非
- ・家庭との連絡。調査報告結果、今後の児童のケアについて知らせる。

8 公表、評価、点検・見直し・研修について

(1) 公表

- ・ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

(2) 評価

- ・学校評価に学校のいじめ防止への取組に関する項目を入れ、分析を行う。また、これに基づいた対応を取る。

(3) 点検・見直し

- ・児童の実態、学校評価の結果を分析し年度末までに見直しを行う。
（アンケート調査、個人面談、教育相談の実施）
- ・いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- ・方針の策定・見直しにあたっては、学校評価の結果を活用し、教職員・児童・保護者の意見を取り入れる。

(4) 研修

- ・教職員のいじめ対応力の強化や、いじめ問題に組織的対応ができるよう意図的、計画的に校内研修を実施する。
（例：いじめ防止基本方針の確認・学校人権教育・ネットいじめに関する内容等）